別添様式２－（１）

自然環境整備計画（国定公園等整備事業）
【令和４年度～令和８年度】

鳥取県（とっとりけん）

令和３年１２月
第１回変更　令和４年１２月
第２回変更　令和５年１２月
第３回変更　令和６年１２月
第４回変更　令和７年　３月
第５回変更　令和７年１２月

別添様式2－(2)　目標、計画期間及び整備方針(自然環境整備計画(国定公園等整備事業))

都道府県名	鳥取県	対象地域	氷ノ山後山那岐山国定公園(鳥取県東部地域)、中国自然歩道(鳥取県中西部地域)

計画期間	令和　4　年度 ～ 令和　8　年度

目標

大目標:主要な交通拠点から自然公園を結ぶルートとしての中国自然歩道について、本県の魅力あふれる自然を活かした滞在型利用をより一層促進するため自然公園等施設の整備を行う。
　目標1:外国人観光客のゲートウェイとなる米子鬼太郎空港、境港からビューポイント(重点取組地域)間のアクセスルートとなる中国自然歩道沿いについて、大山を眺望出来るポイントの整備を行い、快適で質の高い利用環境を整備する。
　目標2:ビューポイント(重点取組地域)間を結ぶ中国自然歩道について、老朽化した歩道施設の再整備、案内標識等の多言語化を行い、外国人観光客を含む様々な利用者の安全・安心の確保、利便性を向上させ、長距離自然歩道利用による周遊の促進を図る。
大目標:氷ノ山、那岐山地域を中心とした氷ノ山後山那岐山国定公園(鳥取県東部地域)において、本県の魅力あふれる自然を活かした滞在型利用を促進するため公園利用施設の老朽化対策の整備を行う。
　目標1:県内外からの登山愛好家等の観光客に安全・安心した登山等を楽しんでもらうため、区域内の登山道の老朽化している標柱等の再整備を行い、さらなる登山客やレクリエーション客の利便性向上及び利用促進を図る。

目標設定の根拠

対象地域の現状
・中国自然歩道は、昭和52年度から57年度にかけて整備された中国5県にまたがる長距離自然歩道で、中国地方を一周する総延長は約2,072kmに及ぶ。このうち鳥取県内のコースは、島根県境から境港市に入り、弓ヶ浜半島、大山、倉吉打吹公園、三朝町三徳山、鳥取市鹿野町鷲峰山、鳥取砂丘、鳥取市久松山、鳥取市国府町稲葉山、扇ノ山、智頭町芦津等を経由し、西粟倉村の若杉峠から岡山県に至る区間で延長は323.8km。
・県内には中西部に大山を始めとする中心とした大山隠岐国立公園、東部に鳥取砂丘を始めとする山陰海岸国立公園が広がっている。大山は平成30年に開山1300年祭を迎え、この機を大山の魅力を再認識、情報発信する絶好の機会として捉えようと、大山町や西部地域の住民組織を中心に機運が盛り上がってきている。三徳山地域は、平成26年3月に大山隠岐国立公園に編入され、平成27年4月には日本遺産に認定された。また、大山山麓地域が平成28年4月日本遺産に認定されたことから、日本遺産を巡る道として長距離自然歩道の活用が期待されている。
・氷ノ山後山那岐山国定公園内にある那岐山は中国山地の一番東に位置し、氷ノ山(1,510m)を最高峰に、隆起準平原上に1,000～1,300mのドーム状の山々が連なり、那岐山はその中の一峰。京阪神から近く、登山やハイキングなど多様なレクリエーションを楽しめる公園として利用者が多い。
・また、県内において中国自然歩道等を活用した「とっとり横断ロングトレイル」が県内を横断する形で誕生し、本県の魅力あふれる自然公園の利用が期待される。

課題
・大山蒜山三徳山地域を訪れる観光客の滞在期間は比較的短く、日帰りから1泊2日程度が多いと言われており、歩道等を活用した周遊型の利用を高める工夫が必要とされている。
・近年のエコツーリズム、産業観光ツーリズム、ロングトレイルが浸透する中で、利用者層の多様化が進み、特に、最近は外国人観光客を含めたトレイル愛好者が増加傾向にある。自然・文化を感じることの出来る自然歩道の散策やトレッキングも観光目的の一つとして人気があり、このため、様々な利用者の視点に立ち、不便、不安、障害を解消した、安全で快適な質の高い利用環境の整備が求められている。しかし、長距離自然歩道においては、標識整備が未整備であったり、老朽化により判別しづらくなっているものがあり、幅広い利用者層に対応した機能回復が必要となっている。また、近年頻発する自然災害で被災した自然歩道等の改修が必要となっている。
・国立公園満喫プロジェクトに選定された大山隠岐国立公園において、大山～三徳山地域を結ぶロングトレイル整備がステップアッププログラムに位置づけられており、今後欧米系外国人の利用の増加を見込む上で、標識類の多言語標記の未対応が課題となっている。三徳地域においては、公衆トイレが不足しているといった声が地域からあがっており、来訪者の利便性向上のために、新たな公衆トイレを整備する必要がある。
・那岐山登山線について、県が管理する休憩舎が平成29年の台風24号により倒壊したため、休憩機能が失われている。そのため、利用者が安全にかつ快適に利用可能となるよう改修を行う必要がある。また、登山道の破損した丸太階段等について改修を行う必要がある。
・氷ノ山登山道線について、老朽化や度重なる豪雨により、歩道の浸食や階段等の損壊が見られるため、幅広い利用者層に対応した機能回復が必要となっている。
・鳥取市国府町雨滝地内の中国自然歩道について、老朽化した鋼製階段や破損した丸太階段等を、利用者が安全にかつ快適に利用可能となるよう改修を行う必要がある。また、歩道脇の斜面から落石の危険があるため、落石対策を実施する必要がある。
・雨滝園地について、積雪の影響により破損した木製階段があり、一部区間を通行止めとしているため、利用者が安全にかつ快適に利用可能となるよう改修を行う必要がある。
・佐治川ダム園地について、S62整備の公衆便所は、水洗化(H7)は施されたものの和式便器のままになっているため、利便性向上のため洋式化等の改修を行う必要がある。
・氷ノ山縦走線の付帯施設の休憩所について、老朽化等により木材の腐朽が進んでおり、外壁や床板が破損しているため、利用者が安全に利用可能となるよう改修を行う必要がある。
・氷ノ山周遊線の付帯施設の公衆便所について、床タイルの破損や凍結による水道管の破損が相次いでいるため、利用者が安全かつ快適に利用可能となるよう改修を行う必要がある。

対象地域の整備方針

整備方針1　増加する外国人観光客の利便性を向上させ、満足度・快適性の高いサービスの提供を可能とする施設整備を行う。
・長距離自然歩道の案内標識の多言語化を行うとともに不足地点への新設、老朽化施設の更新を行う。
・長距離自然歩道利用の拠点となる駐車場に公衆便所を整備し、利用者の利便性を向上させる。
・長距離自然歩道において豪雨等の影響により歩道浸食等が発生している箇所及び老朽化の進む休憩舎について改修を行う。
・長距離自然歩道において老朽化した鋼製階段や、破損した丸太階段等について利用者が安全な利用かつ快適に利用できるように再整備する。
・長距離自然歩道において歩道脇の斜面から落石の危険があるため、利用者が安全に利用できるように落石対策を実施する。
・雨滝園地事業について、破損した木製階段を、利用者が安全な利用かつ快適に利用できるように再整備する。
・佐治川ダム園地事業について、公衆便所の洋式化等を図り、利用者の利便性向上を図る。
整備方針2　老朽化した登山道の指導標識・標柱、被災した自然歩道等について、再整備を行い、利用者の利便性を向上させる。
・那岐山登山線道路(歩道)事業について、倒壊した休憩舎や破損した丸太階段等の再整備を行い利用者が安全かつ快適に利用できるように整備する。
・氷ノ山登山道線道路(歩道)事業について、浸食された歩道や階段の再整備を行い利用者が安全かつ快適に利用できるように整備する。
・氷ノ山縦走線道路(歩道)事業について、老朽化した氷ノ山頂上休憩舎の再整備を行い、利用者が安全かつ快適に利用できるように整備する。
・氷ノ山周遊線道路歩道事業について、公衆便所の床タイル破損や凍結によるトイレ水道管の破損等が相次いでいるため、利用者が安全かつ快適に利用できるように整備する。

方針に沿った主要な事業

・長距離自然歩道線道路(歩道)事業
　1-5、1-8、9・3-1～5　中国自然歩道線道路(歩道)事業
・国定公園に係る事業
　1-1、2　那岐山登山線(歩道)事業
　1-3　氷ノ山登山道線(歩道)事業
　1-4　氷ノ山縦走線道路(歩道)事業
　1-6　雨滝園地事業
　1-7　佐治川ダム園地事業
　1-10 氷ノ山周遊線道路(歩道)事業

目標を定量化する指標

指　標	単　位	定　義	調査等の方法	目標と指標及び目標値の関連性	従前値	基準年度	目標値	目標年度
自然公園利用者数	千人／年	中国自然歩道(鳥取県)の利用者数	関係市町村からの報告	令和2年に新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んだ人数を、感染症の流行前の水準に戻す。	307千人／年	令和元年	287千人／年	令和8年度
自然公園利用者数	千人／年	氷ノ山後山那岐山国定公園(鳥取県)の利用者数	関係市町村からの報告	令和2年に新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んだ人数を、感染症の流行前の水準に戻す。	386千人／年	令和元年	414千人／年	令和8年度

その他必要な事項

計画期間終了後は管理主体である鳥取県が適正な維持管理を行う。
また、設定した指標に係るデータを整理し、目標の達成状況に関する評価を行うとともに、令和9年度に県のホームページにおいて評価結果を公表する。

別添様式2－(3)　交付対象事業経費配分等一覧表(国定公園等整備事業)

都道府県名	鳥取県

(金額の単位は千円)

総事業費(合計)	716,283	交付対象事業費(合計)	716,283	交付限度額(令和4年度～令和8年度)	322,327

1　国定公園に係る事業(生態系維持回復事業を含む)

番号	公園名	事業名	事業箇所	事業主体	(参考)全体事業費	(参考)全体事業期間 開始年度	(参考)全体事業期間 終了年度	総事業費	交付対象事業費	(参考)うち都道府県費	(参考)うち市町村費	(参考)交付対象事業費の年次配分 1年目(4年度)	2年目(5年度)	3年目(6年度)	4年目(7年度)	5年目(8年度)
1-1	氷ノ山後山那岐山国定公園	那岐山登山線道路(歩道)事業	八頭郡智頭町	鳥取県	119,169	R4	R8	119,169	119,169	65,543		37,569			31,600	50,000
1-2	氷ノ山後山那岐山国定公園	那岐山登山線道路(歩道)事業	八頭郡智頭町	智頭町	19,025	R4	R5	19,025	19,025		11,882	0	19,025			
1-3	氷ノ山後山那岐山国定公園	氷ノ山登山道線道路(歩道)事業	八頭郡若桜町	鳥取県	39,878	R5	R6	39,878	39,878	21,933			6,906	32,972		
1-4	氷ノ山後山那岐山国定公園	氷ノ山縦走線道路(歩道)事業	八頭郡若桜町	鳥取県	176,140	R5	R8	176,140	176,140	96,877			109,140		17,000	50,000
1-5	氷ノ山後山那岐山国定公園	中国自然歩道線道路(歩道)事業	鳥取市国府町	鳥取県	173,000	R5	R8	173,000	173,000	95,150			0	0	173,000	0
1-6	氷ノ山後山那岐山国定公園	雨滝園地事業	鳥取市国府町	鳥取市	2,972	R5	R8	2,972	2,972		1,635		0	0		2,972
1-7	氷ノ山後山那岐山国定公園	佐治川ダム園地事業	鳥取市佐治町	鳥取市	7,480	R5	R5	7,480	7,480		4,114		7,480			
1-8	氷ノ山後山那岐山国定公園	中国自然歩道線道路(歩道)事業	鳥取市国府町	鳥取県	42,889	R6	R7	42,889	42,889	23,589				7,889	35,000	
1-9	氷ノ山後山那岐山国定公園	中国自然歩道線道路(歩道)事業	岩美郡岩美町	鳥取県	0	R6	R6	0	0	0				0		
1-10	氷ノ山後山那岐山国定公園	氷ノ山周遊線道路(歩道)事業	八頭郡若桜町	鳥取県	46,200	R7	R7	46,200	46,200	25,410					46,200	
					626,753			626,753	626,753	328,502	17,631	37,569	142,551	40,861	302,800	102,972

3　長距離自然歩道に係る事業(国立公園及び国定公園内の事業は除く)

番号	長距離自然歩道名	事業名	事業箇所	事業主体	(参考)全体事業費	(参考)全体事業期間 開始年度	(参考)全体事業期間 終了年度	総事業費	交付対象事業費	(参考)うち都道府県費	(参考)うち市町村費	(参考)交付対象事業費の年次配分 1年目(4年度)	2年目(5年度)	3年目(6年度)	4年目(7年度)	5年目(8年度)
3-1	中国自然歩道	中国自然歩道線道路(歩道)事業	鳥取市鹿野町	鳥取県	15,998	R4	R7	15,998	15,998	8,799		5,998	0		10,000	
3-2	中国自然歩道	中国自然歩道線道路(歩道)事業	智頭町芦津	鳥取県	21,271	R5	R8	21,271	21,271	11,699			5,271	11,000		5,000
3-3	中国自然歩道	中国自然歩道線道路(歩道)事業	三朝町三徳	鳥取県	46,777	R4	R6	46,777	46,777	25,727		36,002		10,775		
3-4	中国自然歩道	中国自然歩道線道路(歩道)事業	八頭郡若桜町、智頭町、八頭町	鳥取県	0	R5	R6	0	0	0			0	0		
3-5	中国自然歩道	中国自然歩道線道路(歩道)事業	米子市	鳥取県	5,484	R5	R5	5,484	5,484	3,017			5,484			
					89,530			89,530	89,530	49,242	0	42,000	10,755	21,775	10,000	5,000

4　合計

番号		事業名	事業箇所	事業主体	(参考)全体事業費	(参考)全体事業期間 開始年度	(参考)全体事業期間 終了年度	総事業費	交付対象事業費	(参考)うち都道府県費	(参考)うち市町村費	(参考)交付対象事業費の年次配分 1年目(4年度)	2年目(5年度)	3年目(6年度)	4年目(7年度)	5年目(8年度)
					716,283			716,283	716,283	377,744	17,631	79,569	153,306	62,636	312,800	107,972

別添様式2－（4） 交付対象事業概要等一覧表（国定公園等整備事業）

都道府県名	鳥取県

1 国定公園に係る事業（生態系維持回復事業を含む）

番号	公園名	事業名	事業概要	新規・再整備	既存施設の有無	既存施設の概要	整備年度	国庫補助の有無	交付対象事業の適合
1-1	氷ノ山後山那岐山国定公園	那岐山登山線道路（歩道）事業	休憩舎改修1棟、登山道整備測量設計及び整備工事 N=1式	再整備	有	休憩舎1棟、登山道L=7.0km	H7	○	○
1-2	氷ノ山後山那岐山国定公園	那岐山登山線道路（歩道）事業	休憩舎整備1棟	新規	無		－	×	○
1-3	氷ノ山後山那岐山国定公園	氷ノ山登山道線道路（歩道）事業	登山道整備測量設計及び整備工事 N=1式	再整備	有	登山道 L=3.5km	H5	○	○
1-4	氷ノ山後山那岐山国定公園	氷ノ山縦走線道路（歩道）事業	頂上休憩舎全面改修 1棟、登山道整備測量設計及び整備工事 N	再整備	有	休憩舎1棟、登山道L=3.7km	H12	○	○
1-5	氷ノ山後山那岐山国定公園	中国自然歩道線道路（歩道）事業	鋼製階段 L=25m、落石防護柵一式	新規・再整備	有	鋼製階段 L=25m	－	○	○
1-6	氷ノ山後山那岐山国定公園	雨滝園地事業	階段整備 L=28m	再整備	有	木製階段 N=1基	H23	○	○
1-7	氷ノ山後山那岐山国定公園	佐治川ダム園地事業	公衆便所改修1棟	再整備	有	公衆便所1棟	S62	○	○
1-8	氷ノ山後山那岐山国定公園	中国自然歩道線道路（歩道）事業	歩道改修 設計及び工事 L=700	再整備	○	歩道	S53	○	○
1-9	氷ノ山後山那岐山国定公園	中国自然歩道線道路（歩道）事業	休憩舎屋根改修 1棟	再整備	○	休憩舎1棟	S52	○	○
1-10	氷ノ山後山那岐山国定公園	氷ノ山周遊線道路（歩道）事業	公衆便所改修 1棟	再整備	○	公衆便所1棟	H5	○	○

2 国指定鳥獣保護区に係る事業（国定公園外において行われる自然再生施設の整備事業であって、平成18年度以前からの継続事業であるもの）

番号	公園名・国指定鳥獣保護区名	事業名	事業概要	新規・再整備	既存施設の有無	既存施設の概要	整備年度	国庫補助の有無	交付対象事業の適合

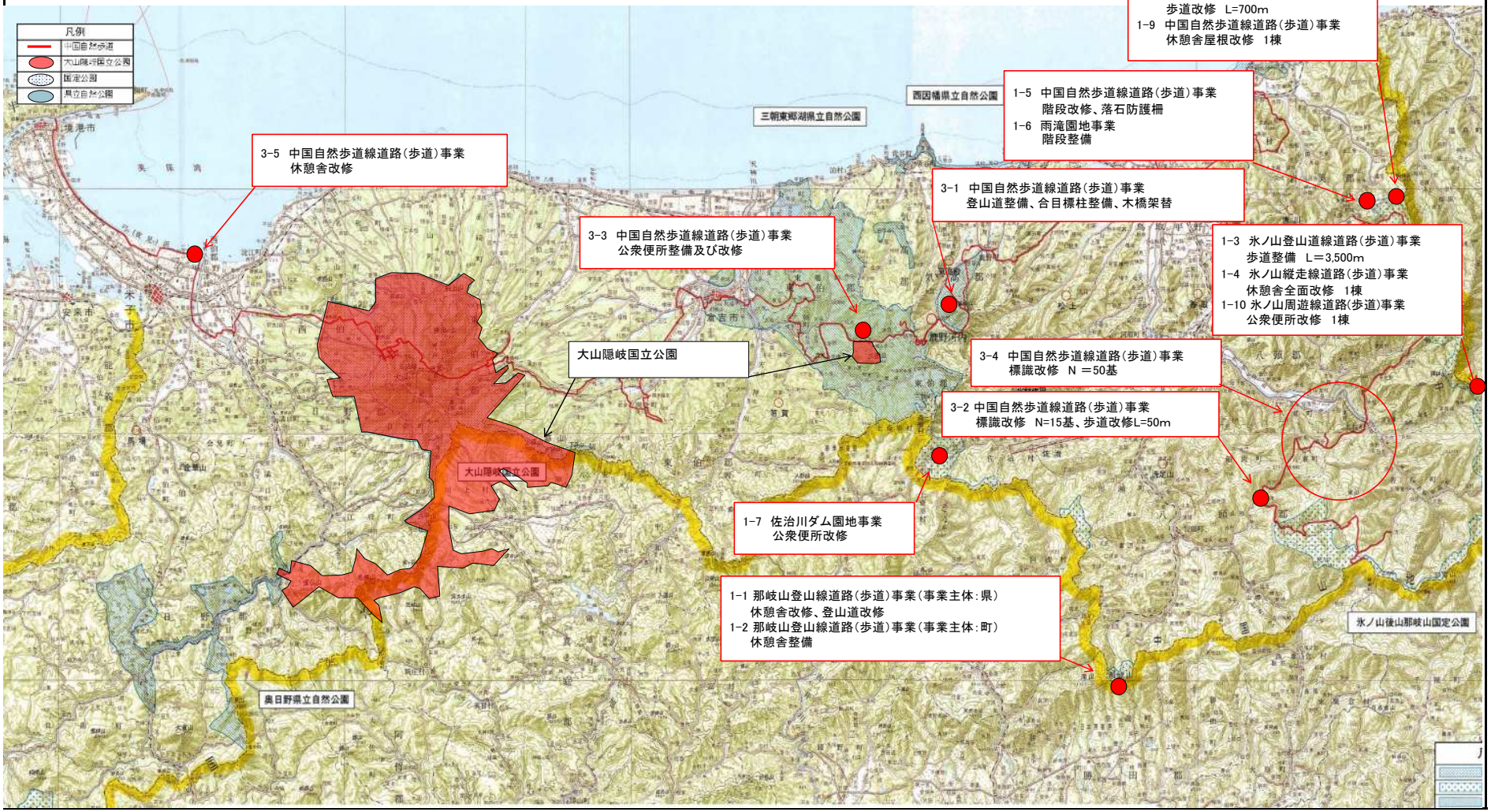
3 長距離自然歩道に係る事業（国立公園及び国定公園内の事業は除く）

番号	長距離自然歩道名	事業名	事業概要	新規・再整備	既存施設の有無	既存施設の概要	整備年度	国庫補助の有無	交付対象事業の適合
3-1	中国自然歩道	中国自然歩道線道路（歩道）事業	登山道整備 L=600m、合目標柱整備、木橋7基架替	新規・再整備	○	登山道、合目標柱、木橋	S56	○	○
3-2	中国自然歩道	中国自然歩道線道路（歩道）事業	標識改修 N =15基、歩道改修 設計及び工事 L=50m	再整備	○	案内板、指導標、歩道	H9	○	○
3-3	中国自然歩道	中国自然歩道線道路（歩道）事業	公衆便所整備及び改修 設計及び工事	新規・再整備	○	公衆便所 1棟	H8	○	○
3-4	中国自然歩道	中国自然歩道線道路（歩道）事業	標識改修 N =50基	再整備	○	指導標	H9	○	○
3-5	中国自然歩道	中国自然歩道線道路（歩道）事業	休憩舎改修 1棟	再整備	○	休憩舎1棟	H11	○	○

別添様式２－（５）概要図（自然環境整備計画（国定公園等整備事業））（鳥取県）

都道府県名	鳥取県	対象地域	氷ノ山後山那岐山国定公園、中国自然歩道	所在地	鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、三朝町、米子市

※　対象地域の図面を添付すること。



別添２

事前評価用チェックシート（参考例）（自然環境整備計画（国定公園等整備事業））

都道府県名	鳥取県	計画期間	令和 4　年度～令和 8　年度
個別地域名	氷ノ山後山那岐山国定公園、中国自然歩道	評価年度	令和 7　年度

		チェック欄
1　事業の必要性		
★（１）	事業区域の自然環境、施設整備の現状及び利用の動向等から、事業を実施する必要が認められる。	○
★（２）	上位計画との整合性が確保されている。	○
★（３）	自然環境整備交付金取扱要領の１に定める交付対象事業等である。	○
2　事業の有効性		チェック欄
利用の場合に選択 ★（１）	公園等の利用	
	① 自然体験活動や自然環境学習の場として活用するための整備である。	○
	② 適正な利用への誘導のための整備である。	○
	③ 利用環境の向上、安全性の向上のための整備である。	○
	④ 質の高い、魅力ある景観づくりのための整備である。	○
	⑤ 全ての人が楽しめるようユニバーサルデザイン等を考慮している。	○
	⑥ 国際的な保護地を活用するための整備である。	
利用の場合に選択 （２）	公園等の保護	
	生物多様性の確保や自然環境の保全等のための整備である。	
保護の場合に選択 ★（１）	公園等の保護	
	① 地域に固有の生態系を確保するための整備である。	
	② 絶滅のおそれのある野生生物の生息・生育環境を保全するための整備である。	
	③ 地域に固有の風景を保護するための整備である。	
	④ モニタリング計画が策定されている。	
	⑤ 科学的知見に基づく順応的取り組みや計画を評価する体制が整っている。	
	⑥ 国際的な保護地を活用するための整備である。	
保護の場合に選択 （２）	公園等の利用	
	自然体験活動や自然環境学習の場として活用するための整備である。	
3　目標と指標の妥当性・実現可能性		チェック欄
★（１）	目標と指標の妥当性	
	① 目標に対応した適切な指標が設定されている。	○
	② 指標及び数値目標と事業内容の整合性が確保されている。	○
（２）	経済性	
	長寿命化やコストの削減に努めるなど経済性に配慮している。	○
（３）	自然環境等への配慮	
	自然環境や地球環境に対し、以下のような配慮をした事業である。 ・整備による風景への影響を最小限とするよう配慮 ・省エネの推進や再生エネルギーの活用 ・地域材等の天然材料等、生態系に配慮した資材の利用 ・外来種の持ち込み対策等に対する施工上の配慮 ・木材を利用する場合に間伐材を使用 ・廃棄物が発生する場合にリサイクル等を推進	○
★（４）	実現可能性	
	① 関係機関や地域との合意が形成されている。	○
	② 整備完了後適切に維持管理が実施される予定である。	○
	③ 事業連携等による相乗効果・波及効果が得られるものとなっている。	○

注 ：★は必須項目

【自然環境整備計画事前評価チェックシート】　　国定公園等

　このシートは、自然環境整備計画作成要領第５の１に基づく事前の評価の様式例を示したものである。
　整備計画の作成主体として、不要な項目の削除を行う等の修正した上で、使用すること。

記載要領
１　本様式は、作成要領第２の１に規定する個別地域毎に作成すること。
２　「２事業の有効性」、「３目標と指標の妥当性・実現可能性」は、当該計画の目標や指標を踏まえ、項目を取捨選択すること。
３　「２事業の有効性」は、その内容により、利用か保護かを選択するが、利用、保護の双方を含む場合には、利用と保護の双方の項目を選択して利用すること。

４　必要に応じて、各項目に対する適合状況について説明を付記すること。

※　整備計画の変更に伴い、チェックシートの提出が必要となる場合
　①　対象地域が追加される場合
　②　対象地域の事業内容が変更され、検証の結果に変化が出る場合
　（例えば、利用事業が主体のところに、保護の内容が追加された等）